

西尾市図書館運営基本計画

～豊かな文化と人を育む、“本のまち西尾”をつくる～

令和5年3月 西尾市立図書館

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と目的	1
(1) 本市の人口の動向	1
(2) 社会や国の動向	2
(3) 全国の公立図書館の状況	6
2 計画の位置づけ・期間	8
3 計画の推進	8
第2章 市立図書館を取り巻く現状と課題	9
1 施設の現状	9
(1) 市立図書館の概要	9
(2) 市立図書館の最近の取組	10
(3) 市立図書館の利用の動向等	11
(4) 市立図書館の安全性に対する評価	13
2 市民の現状やニーズ	14
3 今後10年間の主要課題	16
第3章 基本計画	17
1 図書館運営の基本方針	17
2 基本目標	17
(1) 西尾市らしい図書館運営へ	17
(2) 誰もが利用しやすい図書館へ	18
(3) 快適で、便利な図書館へ	18
3 本館、3分館の運営形態に関する方針	20
(1) 本館、3分館の特色ある蔵書構成の継続	20
(2) 効率的かつ効果的な運営形態の検討・導入	20
(3) ICTを活用した蔵書管理技術の導入	23
4 施策の体系	24
第4章 基本施策	26
1 西尾市らしい図書館運営へ	26
(1) 市民や関係機関、ボランティアとの連携	26
(2) 子どもの成長を支える図書館活動の推進	27
(3) 図書館サービスネットワークの推進	28
(4) 図書資料の収集・保存	28

(5) 郷土・行政資料の収集・保存	29
(6) 視聴覚資料の充実	29
2 誰もが利用しやすい図書館へ	30
(1) 貸出サービスの向上	30
(2) 乳幼児の図書館利用・読書活動の推進	30
(3) 小学生の図書館利用・読書活動の推進	31
(4) 中学生・高校生の図書館利用・読書活動の推進	32
(5) 成人の図書館利用・読書活動の推進	33
(6) 高齢者・障害者が利用しやすい環境整備	34
(7) 外国人が利用しやすい環境整備	34
3 快適で、便利な図書館へ	35
(1) 図書館施設等の整備・保全	35
(2) 利用者ニーズへの的確な対応	35
(3) 電子図書館の活用の推進	36
(4) 図書館からの情報発信の充実	36
(5) 職員の資質や専門性の向上	36
基本目標別の評価指標	37
第5章 重点施策	38
1 図書館の中核機能の充実	38
(1) 図書館サービスネットワークの総合調整	38
(2) 資料の選書と収集のコーディネート	38
(3) 図書館情報システムの管理・更新	39
(4) 利用者ニーズへの対応・調査研究支援機能	39
(5) 資料等に関する情報発信機能	39
(6) 学校図書館等市内の関係機関との連携・協力・支援体制の維持・強化	40
(7) 市外の関係機関との連携・協力・支援体制の維持・強化	40
(8) 計画的な人材育成と職員研修	40
2 図書館関係施設の適正配置	41
用語説明	42

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

図書館を取り巻く環境は、少子高齢化やグローバル化、ICT※₁（情報通信技術）の急速な進展をはじめ、多様に変化しています。

また、市民ニーズの多様化に伴い、図書館には幅広いサービスの提供や高度な専門性が求められていることに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による「新しい生活様式」が求められるようになりました。

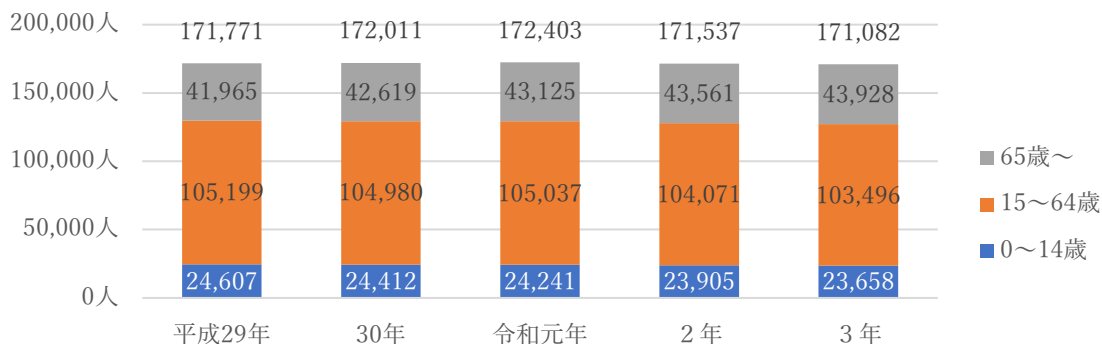
このような変化に対応しつつ、本市は図書館事業・サービスのさらなる充実と向上を図るとともに、「西尾市公共施設長寿命化計画※₂（令和3年3月）」を踏まえた中長期的な視点で、本館、3分館、配本所※₃等を含めた図書館運営の方向性を示すため、本計画を策定します。

なお、本計画は、「図書館法※₄」及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準※₅」を踏まえて、図書館事業・サービスの基本的運営方針を定めた計画とし、今後10年の図書館運営を遂行します。

(1) 本市の人口の動向

本市の人口は、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少する一方、65歳以上の老年人口が増加しており、少子高齢化が進行しています。

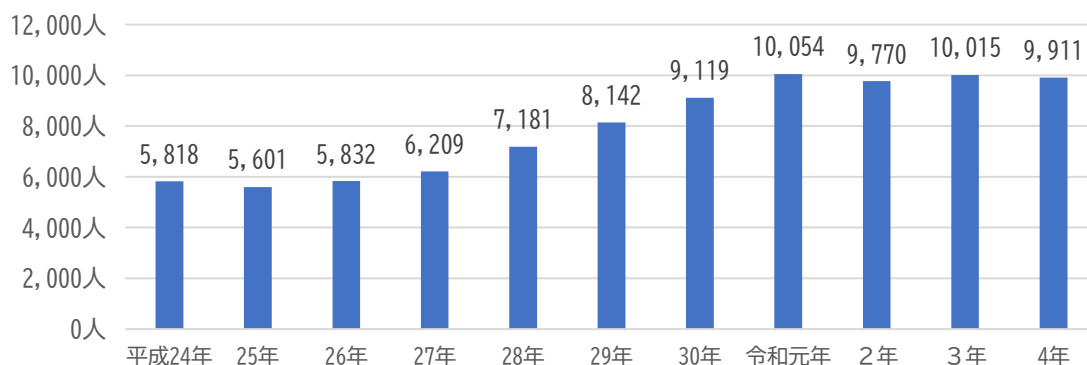
■年齢別人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

また、外国人人口はおおむね増加傾向で推移しており、令和4年1月1日時点の総人口（170,861人）に占める割合は約6%となっており、全国の市町村平均の約2%（令和4年1月1日時点 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」）を大きく上回っています。

■外国人人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日、令和4年のみ1月1日）

(2) 社会や国の動向

①社会の動向

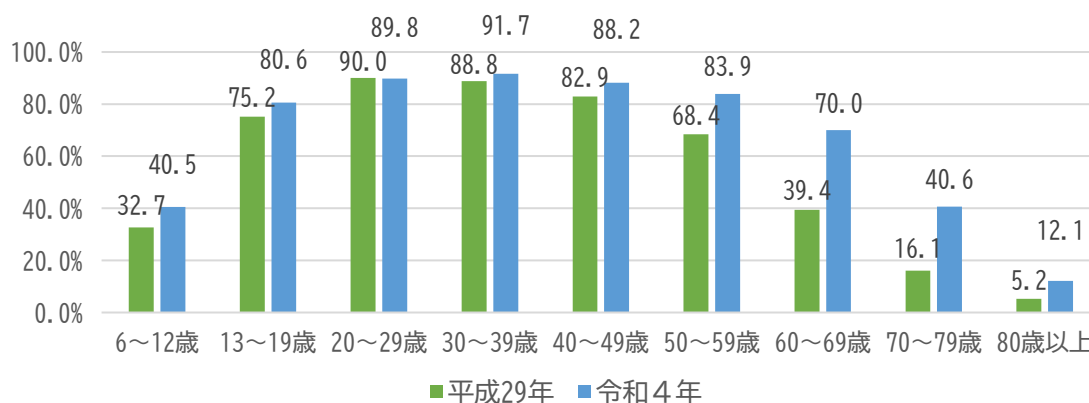
図書館を取り巻く状況は、社会環境の様々な変化とともに、市民一人ひとりの価値観やニーズが多様化する中で、変化への対応と機能やサービスの多様化・高度化が求められています。

■図書館を取り巻く社会環境の様々な変化

- インターネット環境が整い、スマートフォンなどで誰もが容易に情報検索ができる
- 情報資源について紙媒体から電子媒体への移行が進んでいる
- 人生100年時代を迎え、より多様で豊かな生き方が指向され、生涯学習へのニーズが高まっている
- 社会教育施設としての役割のみでなく、まちづくり、文化創出等の機能のほか、滞在を目的とした「居場所」としての機能を持つ図書館が整備されてきている
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、行動指針として「新しい生活様式」が公表され、関連ガイドライン等を遵守しながら図書館サービスを実施する必要がある

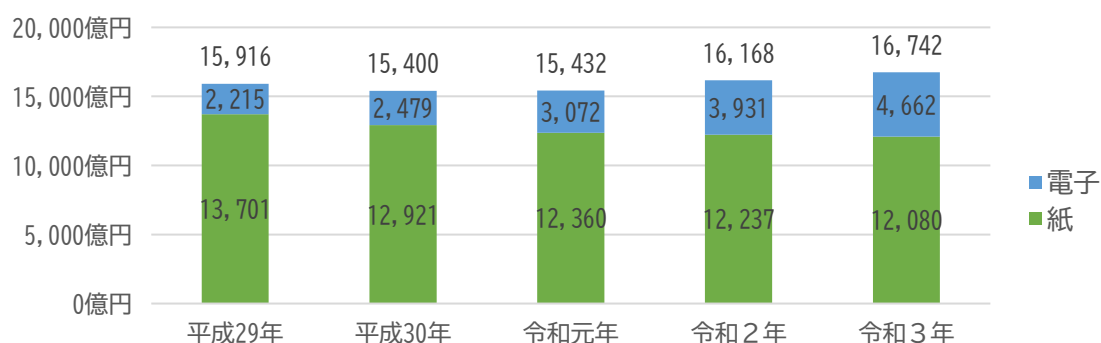
【参考】社会環境の様々な変化

● 個人のインターネット利用機器 スマートフォンの利用割合



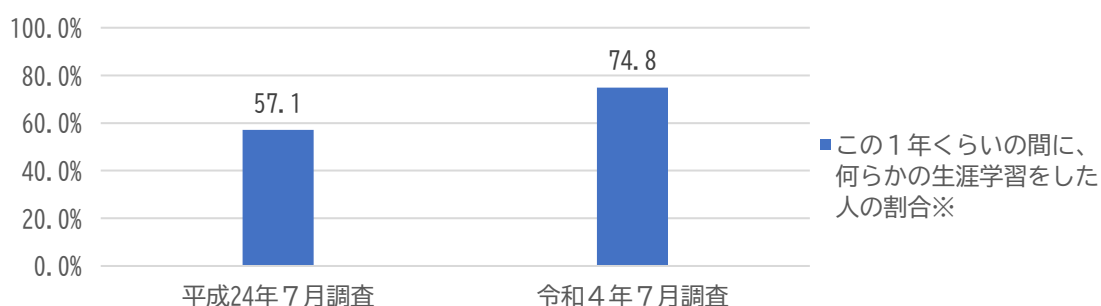
資料：総務省「通信利用動向調査」

● 紙の出版市場と電子出版市場合計



資料：公益社団法人 全国出版協会・出版科学研究所『『出版月報』2022年1月号』

● 生涯学習の実施状況



資料：内閣府「生涯学習に関する世論調査」

※この1年くらいの間に、どのような学習をしたかという設問の集計結果から、「学習していない」、「無回答（わからない）」という人を除いた割合

②国の動向

国では、これからの図書館が担うべき役割や使命を明確化するため、次のような法制度等の整備が行われています。

■図書館を取り巻く国の政策動向

法制度・計画等	概要
これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（平成 18 年 4 月）	地域の情報拠点として、地域住民にとって役立つ図書館像を目指すべきであるとした指針が示されています。
社会教育法及び図書館法の改正（平成 20 年 6 月）	社会教育法に社会教育に関する国及び地方公共団体の任務に関する規定が整備されたほか、図書館が行う事業に、学習の成果を活用して行う教育活動の機会を提供する事業が追加されました。
図書館の設置及び運営上の望ましい基準の全部改正（平成 24 年 12 月）	図書館法第 7 条の 2 の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 13 年文部科学省告示第 132 号）を全部改正して定められました。改正では、管理を他者に行わせる場合の緊密な連携、危機管理に関する措置、関係者・第三者による運営状況の評価等が加わりました。
学校図書館法の一部改正（平成 26 年 7 月）	学校司書が法律に明記され、その配置の努力義務が追加されました。また、国及び地方公共団体において、学校司書の資質の向上を図る措置に関する努力義務が明記されました。
第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（平成 30 年 4 月）	子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められ、図書館は地域における子供の読書活動の推進における中心的な役割が求められています。
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）（令和元年 6 月）	地方公共団体は、公立図書館等について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実など、視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう必要な施策を講ずるものとする事が定められています。

■図書館の設置及び運営上の望ましい基準（市町村立図書館部分を要約）

<p>1 管理運営</p> <p>(1) 基本的運営方針及び事業計画を策定し、公表するよう努める</p> <p>(2) 各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況の点検及び評価等を行うよう努める</p> <p>(3) 広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努める</p> <p>(4) 開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮する</p> <p>(5) 図書館協議会^{※6}を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努める</p> <p>(6) 図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス^{※7}、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努める</p>
<p>2 図書館資料</p> <p>(1) 図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努める。十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努める。郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努める</p> <p>(2) 図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努める</p>
<p>3 図書館サービス</p> <p>(1) 貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努める</p> <p>(2) レファレンスサービスの充実・高度化に努める。利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努める。レフェラルサービス^{※8}の実施に努める</p> <p>(3) 利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事、子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続、地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に関する資料及び情報の整備・提供等に努める</p> <p>(4) 多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、児童・青少年、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者、外国人、来館が困難な者に対するサービス等の充実に努める</p> <p>(5) 講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努める</p>

(6) 読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供し、活動の機会や場所に関する情報の提供、活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努める

4 職員

(1) 専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努める。司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置く。必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努める

(2) 司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努める。教育委員会は、館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、国及び県が主催する研修等に職員を参加させるよう努める

(3) 全国の公立図書館の状況

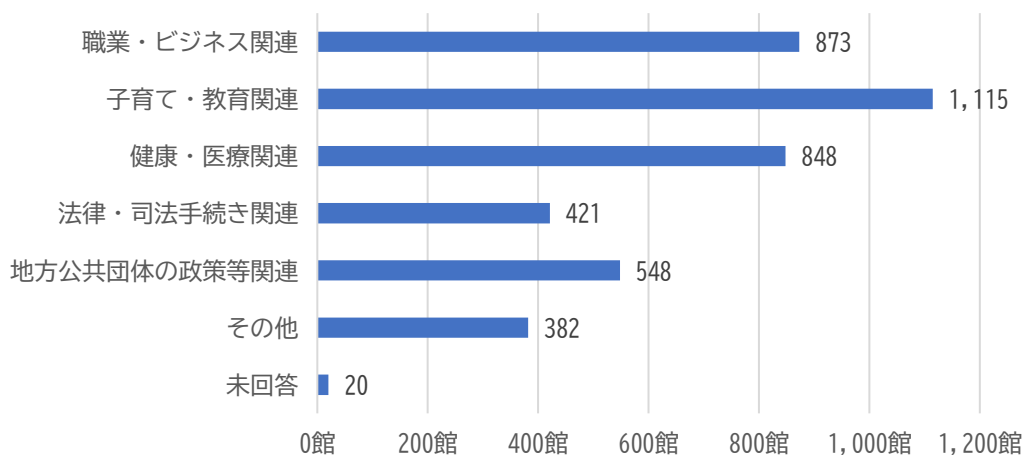
国の調査研究に基づく、全国の公立図書館の概要を整理すると、次のとおりです。

■「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に対する各図書館の対応

質問項目	件数	割合
直営館である	1,667	67.9%
指定管理館である	403	16.4%
「基本的運営方針」を策定している	1,216	49.5%
図書館協議会を設置している	1,566	63.8%
電子書籍や電子化された資料を提供している	389	15.8%
点字資料を提供している	1,359	55.3%
図書館資料の収集方針を定めている	1,777	72.4%
回答対象館数	2,456	100.0%

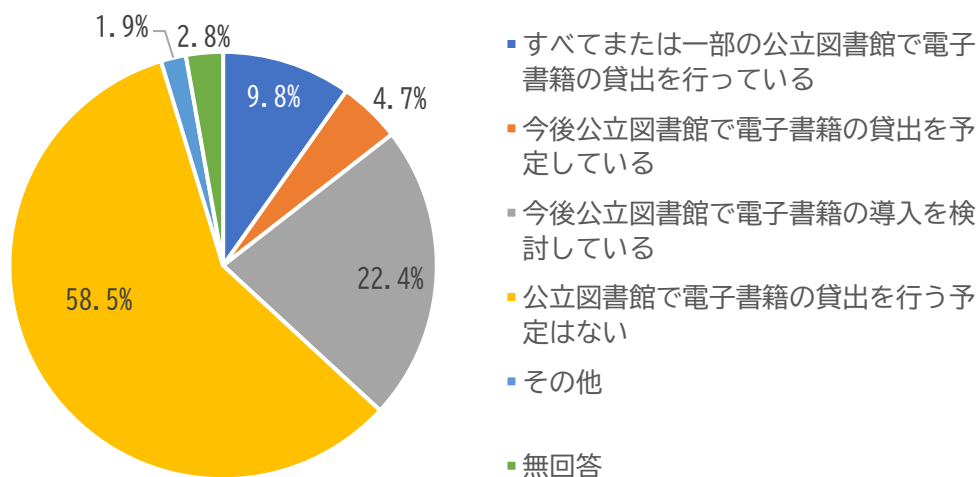
出典：株式会社図書館流通センター（文部科学省委託研究）平成 27 年度生涯学習施策に関する調査研究「公立図書館の実態に関する調査研究」報告書（平成 28 年 3 月）（調査対象：3,173 館）

■課題解決型サービスの実施内容の件数



出典：株式会社図書館流通センター（文部科学省委託研究）平成 27 年度生涯学習施策に関する調査研究「公立図書館の実態に関する調査研究」報告書（平成 28 年 3 月）（調査対象：3,173 館）

■公立図書館の電子書籍導入率



出典：文部科学省 令和 2 年度子供の読書活動の推進等に関する調査研究「電子図書館及び電子書籍を活用した子供読書活動推進に関する実態調査（令和 3 年 3 月）」（調査対象：47 都道府県、1788 市区町村の教育委員会）

2 計画の位置づけ・期間

本計画は、「にしお未来創造ビジョン（第8次西尾市総合計画）※9」と「西尾市教育大綱※10」を上位計画として、「みんなの学びチャレンジプラン（第2期生涯学習推進計画）※11」や「第4次西尾市子ども読書活動推進計画※12」その他の関連する計画と連携の上、図書館事業・サービスの運営を図るため、図書館を取り巻く市民ニーズの多様化やライフスタイルの変化を捉え、公共施設の長寿命化計画を踏まえた、中長期的な図書館運営の在り方等の指針となるものです。

計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

3 計画の推進

本計画の推進にあたっては、毎年度、計画の推進・進捗状況を確認し、図書館法に基づき設置している図書館協議会での評価・検証を行います。

また、評価・検証の結果は、図書館ホームページ等で公表します。

第2章 市立図書館を取り巻く現状と課題

1 施設の現状

(1) 市立図書館の概要

市内4館及び配本所の概要は、次のとおりです。

■西尾市立図書館（本館）

開館	昭和30年4月(新館は昭和58年8月)
開館時間	午前9時～午後7時
休館日	月曜日(祝日除く)、館内整理日、年末年始、特別整理期間
運営形態	市直営
蔵書数	394,457



■一色学びの館

開館	昭和63年11月
開館時間	午前9時～午後7時
休館日	月曜日(祝日除く)、年末年始、特別整理期間
運営形態	指定管理
蔵書数	119,525



■吉良図書館

開館	昭和59年10月
開館時間	午前9時～午後6時
休館日	月曜日(祝日除く)、年末年始、特別整理期間
運営形態	業務委託
蔵書数	146,098



■幡豆図書館

開館	平成4年7月
開館時間	午前9時～午後6時
休館日	月曜日(祝日除く)、年末年始、特別整理期間
運営形態	業務委託
蔵書数	76,934



■配本所

蔵書数	27,823
-----	--------

出典：「図書館のあゆみ（令和4年度版）」

(2) 市立図書館の最近の取組

市内4館において、社会や国の動向、市民ニーズ等に対応するための最近の主な取組を整理すると、次のとおりです。

■西尾市立図書館（本館）

平成27年	4月	本館の開館時間を午後7時に延長
	4月	障害者・高齢者向けの郵送貸出サービス※13開始
	10月	本館内で公衆無線 LAN (Wi-fi) 接続サービス開始
平成29年	10月	西尾市子ども読書活動推進計画（第三次）策定
平成30年	11月	図書館情報システム※14・ホームページ更新
	11月	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス※15開始
令和2年	3月 ～5月	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため臨時休館
	10月	読書通帳※16の運用開始
	10月	西尾信用金庫と「読書通帳事業の推進に関する連携協定」を締結
令和3年	1月	にしお電子図書館※17（電子書籍貸出サービス）の運用開始
	8月末 ～9月末	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため臨時休館

■一色学びの館

平成30年	4月	リニューアルオープン
	4月	指定管理者制度※18を導入
	4月	公衆無線 LAN (Wi-fi) 接続サービス開始
令和2年	3月 ～5月	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため臨時休館
	10月	読書通帳機設置
令和3年	8月末 ～9月末	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため臨時休館

■吉良図書館

令和元年	7月	公衆無線 LAN (Wi-fi) 接続サービス開始
令和2年	3月 ～5月	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため臨時休館
	10月	読書通帳機設置
令和3年	8月末 ～9月末	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため臨時休館

■幡豆図書館

令和元年	7月	公衆無線 LAN (Wi-fi) 接続サービス開始
令和2年	3月 ～5月	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため臨時休館
	10月	読書通帳機設置
令和3年	8月末 ～9月末	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため臨時休館

出典：「図書館のあゆみ（令和4年度版）」

(3) 市立図書館の利用の動向等

過去5年の市立図書館活動指標を見ると、登録者数は増加傾向であり、人口当たりの登録率も上昇傾向にあります。

貸出冊数は、おおむね横ばいで推移していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため休館した影響から、前年度比で大幅な減少となった一方、令和3年度は1か月ほど完全休館があったものの、貸出冊数は令和元年度程度の水準に回復しています。

また、令和2年10月から運用を開始した読書通帳の登録者数は、令和3年度末時点で6,175人、人口に対する登録率は3.6%となっており、7～12歳(小学生)に限定すると登録率は36.0%という状況です。なお、読書通帳(中学生以下無料配布)の効果によって、15歳以下の市立図書館登録者数及び貸出冊数は大幅な増加となっています。

■市立図書館活動指標の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人口 (3月31日現在)	171,899人	172,424人	172,114人	171,173人	170,493人
登録者数 (団体含む)	42,929人	44,690人	47,429人	53,093人	55,898人
15歳以下	10,299人	9,402人	9,170人	12,286人	12,608人
貸出冊数 (団体貸出含む)	1,065,149冊	1,102,784冊	1,049,531冊	867,275冊	1,051,949冊
15歳以下	245,755冊	256,339冊	232,841冊	285,022冊	421,584冊
登録率 (登録者数/人口)	25.0%	25.9%	27.6%	31.0%	32.8%
市民一人当たり 貸出冊数 (貸出冊数/人口)	6.2冊	6.4冊	6.1冊	5.1冊	6.2冊

出典：「図書館のあゆみ(令和4年度版)」、人口は住民基本台帳3月31日現在

■読書通帳登録者数等

	令和2年度		令和3年度		令和3年度末 登録者数計	人口	登録率
	新規 登録者数	割合	新規 登録者数	割合			
6歳以下	1,124人	25.9%	811人	43.2%	1,325人	9,861人	13.4%
7～12歳 (小学生)	2,562人	59.0%	900人	47.9%	3,667人	10,147人	36.1%
13～15歳 (中学生)	320人	7.4%	82人	4.4%	715人	5,162人	13.9%
16歳以上	334人	7.7%	86人	4.6%	468人	145,323人	0.3%
計	4,340人	100.0%	1,879人	100.0%	6,175人	170,493人	3.6%

出典：人口は住民基本台帳3月31日現在

令和3年1月に運用を開始した「にしお電子図書館」は、令和3年度の年間実績で貸出冊数 5,980 冊、閲覧回数 16,082 件などとなっており、まだ利用は少ない状況です。

■にしお電子図書館 利用状況

	貸出冊数	予約数	閲覧回数
令和3年度合計	5,980 冊	1,106 冊	16,082 冊
令和3年度月平均	498 冊	92 冊	1,340 冊

出典：「図書館のあゆみ（令和4年度版）」

■西尾市立図書館サービススポット※19 一覧マップ（令和4年9月現在）



(4) 市立図書館の安全性に対する評価

本館・分館の各施設の安全性は、「西尾市公共施設白書（令和元年度版）」において、老朽化の状況や耐震性能、バリアフリー、災害対応の4項目で評価を行っています。

本館及び吉良図書館は、老朽化状況の値（法定耐用年数までの残年数÷法定耐用年数）が比較的高く、耐震性能はいずれも「有」、バリアフリーは一色学びの館のみ「対応済み」で残りの3館は一部対応済みとなっています。

災害対応については、幡豆図書館が「土砂災害警戒区域内かつ土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）」に指定されている状況です。

■安全性評価に関する施設別データ

	本館	一色学びの館	吉良図書館	幡豆図書館
老朽化状況 ※数値が高いほど老朽化が進行	72.0%	60.0%	70.0%	54.0%
耐震性能	有	有	有	有
バリアフリー	一部対応	対応済み	一部対応	一部対応
災害対応	指定なし	液状化の可能性 (極めて高い)	液状化の可能性 (極めて高い)	土砂災害警戒区域内かつ土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)

資料：「西尾市公共施設白書（令和元年度版）」

また、以上の施設別データに基づき、「西尾市公共施設長寿命化計画(令和3年3月)」において、本館は、現在の施設の長寿命化、一色学びの館と吉良図書館は長寿命化を基本に、改修等にあわせた複合施設化を検討、そして幡豆図書館は災害対応のため、将来的な移転と複合施設化の方針が設定されています。

■本館及び分館の整備に関する課題及び今後の方針

本館	一色学びの館	吉良図書館	幡豆図書館
継続を基本とし、主要施設の長寿命化を図る。	継続を基本とし、主要施設の長寿命化を図る。 大規模改修や建替の際には、他施設との複合化を検討する。	継続を基本とし、主要施設の長寿命化を図る。 大規模改修や建替の際には、他施設との複合化を検討する。	土砂災害警戒区域内かつ土砂災害特別警戒区域に隣接するため、将来的に移転し、他施設との複合化を検討する。

資料：「西尾市公共施設長寿命化計画（令和3年3月）」

2 市民の現状やニーズ

令和4年8月の1か月間、18歳以上の一般市民を対象に郵送調査及び市内の図書館4館の利用者を対象に来館時調査を実施しました。以下は、そのアンケート調査結果をもとに市民の現状やニーズをまとめたものです。

①この1年間の図書館の利用状況《一般市民調査》

この1年間で市内の図書館を利用した市民は、延べ約4割です。令和3年度の公共図書館の全国平均登録率も約4割となっています。（日本図書館協会 2022年『日本の図書館』調査）

②市内の図書館の満足度《一般市民調査》

市内の図書館の満足率（とても満足している、おおむね満足している）は、全体では約7割（71.4%）で、4館のいずれも7割前後となっています。

③図書館までの交通手段等《一般市民調査》

主に利用している図書館までの交通手段は、約9割（88.8%）が「自動車」であり、市内の図書館を利用していない人にその理由を聞いた設問で「図書館までの交通が不便だから」との回答は7.8%となっています。

「図書館までの交通が不便だから」との回答は、住まいの中学校区別で見て、多い校区でも1割強であり、また、「駐車場が少ない、入れにくい、使いにくいから」との理由は1.8%となっており、住まいとの距離や交通利便性は、市内4館の図書館を利用していない理由としては上位にあがる問題ではないことがうかがえます。

④市の図書館サービスの認知状況《一般市民調査》

市の図書館サービス（本やCD・DVDの貸出し以外）の認知状況は、「探している本が貸出中や所蔵していないときは、予約・リクエスト^{※20}ができる」、「図書館のホームページがあり、行事のお知らせや休館日等の情報を知ることができる」といったサービスは3割を超える人が認知しています。

一方、「調べたいことがあるときは、職員に相談し、手伝ってもらえることができる」といわれるレファレンスサービスをはじめ、3割に満たない認知度のサービスが多く、読書通帳は約2割（17.5%）、「にしお電子図書館」は1割に満たない（6.2%）という認知度となっています。

⑤市の図書館の将来進むべき方向性のイメージ《一般市民調査》

市の図書館の将来進むべき方向性のイメージは「気軽に立ち寄れる」、「居心地のよい空間」が上位2つとなっており、居心地のよさや気軽さを図書館に求める市民が比較的多い状況です。

⑥中学生以下における読書通帳の利用率《一般市民調査》

中学生以下における読書通帳の利用率は、約3割（29.3%）です。

⑦図書館の利用環境の満足度《図書館利用者調査》

市内の図書館の利用環境に対する評価は、職員の対応の満足率が約9割（88.1%）です。館内の環境全般、利用者のマナーやモラルも満足率が7割以上となっています。

⑧図書館サービスの満足度《図書館利用者調査》

市内の図書館のサービスに対する評価は、“貸出返却ができるふれあいセンター等施設の数”について、満足（とても満足している・おおむね満足している）との回答は約7割（67.9%）で、満足していない（あまり満足していない・満足していない）との回答の1.8%を大きく上回っており、貸出返却窓口の配置に不満を持つ市民は少ない状況がうかがえます。

⑨今後、充実させてほしい資料《図書館利用者調査》

今後、充実させてほしい資料は、「文学・小説」や「絵本・児童書」などが上位にあがっている一方、最上位の「文学・小説」でも回答率は約3割（28.9%）で、回答が多ジャンルに分散している状況です。

⑩本を読むことについて《図書館利用者 中学生以下調査》

本を読むことが“好き”という子どもの割合は、約9割（89.0%）です。

⑪読みたい本の入手先《図書館利用者 中学生以下調査》

読みたい本の入手先は、図書館が約8割（80.2%）です。

3 今後 10 年間の主要課題

社会や国の動向とともに、市民や図書館利用者へのアンケート調査結果、市内4館(本館及び3分館)のハードやソフトの状況を踏まえて、主要課題を設定すると、次のとおりです。

■市内4館(本館及び3分館)の主要課題

- 読書バリアフリー法などへの対応とともに、アンケート調査による将来進むべき方向性に関する市民の意見に基づき、子どもから高齢者、障害者や外国人を含め、誰もが利用しやすく、“気軽に立ち寄れる”“居心地のよい”図書館づくり
- ICT(情報通信技術)の進展への対応とともに、アンケート調査で図書館サービスの市民の認知度が低い状況を踏まえて、レファレンスサービス、「読書通帳」、「にしお電子図書館」などのより一層の周知と利用促進
- アンケート調査による図書館の利用環境やサービスに対する市民の満足度を踏まえつつ、今後も市民にとって利便性が高く、豊かな情報活用や情報共有を実現する図書館サービスネットワーク^{※21}の維持・充実
- 現在の運営形態(本館は直営、分館は業務委託2館と指定管理1館)のメリット・デメリットを評価しつつ、より効率的かつ効果的な本館及び分館の運営形態の検討
- 本館は、規模、蔵書数ともに最も大きく、市民の様々な読書ニーズや調査研究に対応する市内図書館の核として、時代に即した中央館機能の充実
- 「西尾市公共施設白書」及び「西尾市公共施設長寿命化計画」に基づき、急傾斜地の崩壊などの防災面の問題を踏まえて、安全性に配慮し、読書環境の向上を目指した館の適正配置の検討

第3章 基本計画

1 図書館運営の基本方針

～豊かな文化と人を育む、“本のまち西尾”をつくる～

豊かなまちづくりには、市民の教養と文化の発展・向上が不可欠です。本市は、世界に誇る古書の宝庫である岩瀬文庫^{※22}を110年以上にわたって維持してきた歴史をもっています。“本のまち”として、「豊かな文化と人を育む、“本のまち西尾”」の歴史をつくることを目指し、このような基本方針に基づき、社会の変化や地域の課題、市民の多様化するニーズに対応した運営を図ります。

2 基本目標

(1) 西尾市らしい図書館運営へ

西尾市立図書館（本館）は、須田町の実業家・岩瀬弥助が、本を通じた社会貢献を志して明治41年に創設した私立図書館（岩瀬文庫）を市が引き継ぎ、誕生した「西尾市立図書館岩瀬文庫」を始まりとしており、昭和58年に新たな図書館として本館を整備したものです。現在も本館と同じ敷地内に、日本初の古書の博物館である「西尾市岩瀬文庫」が立地しており、日本の本の長い歴史や豊かな文化について体験しながら学べるユニークな展示を行っています。

市内には本館と、一色地区、吉良地区、幡豆地区にそれぞれ分館を有しており、市内のどこでも充実した図書館サービスを受けられるよう、本館、分館、配本所をオンラインで結び、物流を伴ったネットワークサービスを展開しています。

そして、本市の図書館運営の特徴として、長きにわたりボランティアと連携し、様々な読書活動を進めてきたほか、ブックスタート^{※23}や子ども司書をはじめ、子どもの読書活動を支援する取組については、他の自治体に先んじて進めてきました。

今後も、市民にとって利便性の高いネットワークサービスを展開するとともに、図書館運営への市民の参画を積極的に進めます。また、「西尾市子ども読書活動推進計画」にて、毎月23日を「読書の日」、4月23日を「西尾市子ども読書の日」と定めており、子どもの成長を支える図書館活動を推進します。

さらに、本市には、尾崎士郎、外山滋比古、茨木のり子、宗田理、いわいとしお、西村敏雄、三浦太郎といった本市出身又はゆかりのある作家が多数いることから、関連する図書資料、郷土資料等の収集・保存を行うなど、より一層西尾市らしい図書館運営を目指していきます。

(2) 誰もが利用しやすい図書館へ

本市の図書館は、市民の求める図書資料や情報を貸出サービスやリクエストサービス等を通じて提供する“知の拠点”であるほか、本と出会い、楽しむだけでなく、乳幼児から高齢者まで、様々な年齢層が参加できるイベントを開催しており、各種イベントを通じて親子や家族のふれあい、人との出会いを楽しむ場所でもあります。

今後も、IC タグ^{※24}の活用をはじめ、貸出サービスの向上とともに、各種イベントの開催やサービスの充実により、乳幼児とその保護者、小学生、中学生、高校生、そして成人の利用を推進するとともに、学校や幼稚園・保育園等への支援を通じた読書活動の推進を図ります。

また、本市の図書館では、借りた本の履歴を銀行の通帳のように記帳できる「読書通帳」を導入していますが、アンケート調査での「読書通帳」の利用状況は、中学生以下の子どもがいる場合、その利用率は約3割にとどまっていることから、今後もその活用を一層促進し、子どもの読書活動等を推進します。

なお、市民へのアンケート調査では、市の図書館の将来進むべき方向性のイメージについて、「気軽に立ち寄れる」に次いで、「居心地のよい空間」との回答が多い結果となっています。このような結果を踏まえて、今後も世代を問わず気軽に立ち寄れる図書館づくりに努めるとともに、高齢者や障害者、外国人も利用しやすい環境整備を進め、誰もが利用しやすい図書館を目指します。

(3) 快適で、便利な図書館へ

本市の図書館は、レファレンスサービス（調査相談業務）やインターネット閲覧サービスの実施をはじめ、情報資源を快適に利用するための環境整備を進めています。

また、インターネット上の図書館である「にしお電子図書館」を開設するなど、非来館型サービスの充実にも努めてきました。

なお、図書館利用者へのアンケート調査では、市内図書館の利用環境に対する満足度は比較的高い一方、レファレンスサービスや「にしお電子図書館」といったサービスの認知度が比較的低いことがわかりました。

今後は、各館の老朽化の状況等を踏まえつつ、館内設備の修繕・更新など快適な空間づくりに努めるとともに、利用者ニーズに的確に対応していきます。また、SNSの活用をはじめ図書館からの情報発信を充実するほか、市民の学びや調査、ビジネスなどの知的活動を支えるサービスの周知を進めるなど、誰もが快適で、便利に利用できる環境を目指します。

3 本館、3分館の運営形態に関する方針

(1) 本館、3分館の特色ある蔵書構成の継続

市立図書館では、本館及び3分館の各館に特色を持たせた蔵書構成としています（次表参照）。

館名	蔵書内容
西尾市立図書館 (本館)	中央館として全分類を網羅的に所蔵。辞典や白書など参考資料の収集、更新
一色学びの館	絵本館としての特色を生かした絵本の収集。また、資料館との複合館という特色もあるため、風俗習慣、民俗学などに関する図書資料の収集
吉良図書館	文学館（尾崎士郎記念館）との併設館を特色とし、国宝・重要文化財が点在する地域であることから、歴史、文学、郷土、児童読物に関する図書資料の収集
幡豆図書館	豊かな自然の多い地域であることから、自然科学などに関する図書資料の収集

今後も、“西尾市らしい”視点で図書資料を収集し、各館の特色を生かした蔵書構成を継続します。

また、各館の特色を広く市民に周知するとともに、単館利用にとどまらず、複数館の利用を促すような4館での連携企画等を検討します。

(2) 効率的かつ効果的な運営形態の検討・導入

市立図書館の管理運営にあたっては、サービスの向上を図りながら、効率的かつ効果的な運営を図る必要があります。

現在の運営形態は、本館については市の直営で、一色学びの館は指定管理者制度を導入しており、吉良図書館と幡豆図書館はいずれも業務委託となっています。

【本館の運営形態に関する方針】

本館については、長きにわたりボランティアと連携し、様々な読書活動を進めてきており、今後も全ての市民の学習や調査研究を支え、地域文化の情報の発信基地である中央館として、安定した運営を長期にわたって継続する必要があります。

また、図書館の蔵書は、新しい本から絶版になった本、郷土資料や行政資料、調べものの事典など多岐にわたる資料があり、長期にわたり専門的職員が継続して業務に携われる体制が不可欠です。

加えて、利用者からの要求に対して、地域の事情にも精通し、資料に関する専門知識と経験の蓄積を持った司書が的確に対応する必要があります。

また、分館や配本所等を含めた図書館サービスネットワークの運営総括や総合調整機能など、“本のまち西尾”における図書館事業・サービスの中核機能を担うことが求められます。

さらに、配本所の入っているふれあいセンターを管轄する生涯学習課や学校図書館を管轄する学校教育課など市の関係各課や、幼稚園・保育園や学校などと連携し、公共性や公益性の高い事業を展開していくことが求められています。特に、幼稚園・保育園や学校との連携については、「第4次西尾市子ども読書活動推進計画」に基づいて、幼稚園教諭・保育士、学校司書・司書教諭等と情報共有などを図りつつ、次世代を担う子どもたちへの読書推進に努めていく必要があります。

また、敷地内にある岩瀬文庫とも連携をし、相互協力してレファレンスや企画展示を行っていく必要があります。これにより“本のまち西尾”を相互で目指していくことができると考えています。

今回実施した図書館利用者へのアンケート調査では、職員の対応に関する本館利用者の満足率が87.5%と、不満率の1.5%を大幅に上回っています。引き続き、広く市民のニーズを把握し、本市の実情を理解した経験豊かな職員を配置し、全ての市民の自己教育に役立てていく必要があります。

本館の運営形態については、前述のような中央館として求められる役割や中核機能、現在の運営に対する利用者の評価を踏まえつつ、今後も、「継続性」、「安定性」、「公共性」の3つの観点から、市が直接運営する体制を維持し、市の職員が継続して図書館事業・サービスに携わっていきます。また、市の職員が継続して選書することで、市民ニーズに合った選書が可能であることと、全館の蔵書構成を把握している市の職員が各館の蔵書をバランスよく整え、各館の特色を生かした蔵書構成としていくことができ、高品質なサービス提供に努めます。

なお、中核機能を強化するためにも運営方法は現状を維持しますが、さらなるサービスの向上や業務の効率化、専門的職員がレファレンスサービスなどの専門性の高い業務への注力を図るため、中核機能以外の一部機能(貸出・返却の窓口業務等)は、直営以外の運営を検討します。

【分館の運営形態に関する方針】

分館のうち、吉良図書館と幡豆図書館は同一事業者での業務委託による管理となっています。業務委託については、許可権限等が市にあるため、市の意図や方針を事業に反映しやすいといったメリットがある反面、許可権限等が事業者側にないため、柔軟な対応や事業展開が難しい面があるなどのデメリットがあります。

一方、一色学びの館は、指定管理者制度に基づく管理(学びの館を含めた一色地域文化広場の3館を一括した指定管理)となっており、現在の指定期間は令和4年度から令和8年度までの5年間となっています。現在、一色学びの館と一括で指定管理を行っている一色町公民館で、市内在住のプロの音楽家や読み聞かせボランティア、図書館スタッフ協働による「読み聞かせコンサート」を開催したり、子育て・多世代交流プラザにキッチンスタジオがある利点を生かし、絵本に出てくるお菓子を親子で作る「おはなしスイーツクッキング」を開催するなど、絵本館としての特色を生かして、他の館にはないイベントが多く開催されています。

このように指定管理による運営は、業務委託と異なり、許可権限等が事業者側にあることで、事業者が包括的に管理運営を行うため、より民間のノウハウを活用しやすい、市民ニーズに応じた柔軟な管理運営が見込めるなどのメリットがあります。

また、図書館利用者へのアンケート調査では、職員の対応に関する一色学びの館利用者の満足率が94.8%と、本館を含めた市内4館の中で最も高い値となっており、その他の利用環境や図書館サービスに関する項目でも他の館と比べて評価が高く、指定管理のメリットが生かされた結果となっています。

このような一色学びの館の現状を踏まえて、吉良図書館、幡豆図書館の運営については、同一事業者が同一の形態で包括して行うことで、一層の効果が高まる可能性があるため、指定管理に移行することを議論していきます。

■【参考】図書館の運営形態別 主な特徴

	主なメリット	主なデメリット
直営	<ul style="list-style-type: none">● 市の意図や方針を事業に反映しやすい● 職員の地方公務員という立場によって、公教育等との相互協力(学校、幼稚園・保育園等公共機関との連携・協働等)がしやすい	<ul style="list-style-type: none">● 人件費等のコスト● 司書職などの専門人材の確保が難しい

	主なメリット	主なデメリット
業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ● 許可権限等が市にあるため、市の意図や方針を事業に反映しやすい ● 民間のノウハウの活用（利用時間等の延長、民間ならではの人材ネットワークを活用する等の新たなサービス等の実施、コスト削減等） ● 司書職などの専門人材を確保しやすいほか、欠員が生じた場合、他の施設から補充するなど、柔軟かつ迅速な対応が可能 ● 市における人事管理や労務管理の負担が軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ● 許可権限等が事業者側がないため、柔軟な対応や事業展開が難しい面がある ● 市と事業者による2重の指揮命令系統が生まれ、非効率的な運営となる場合がある ● 短期で事業者が代わる可能性があり、専門人材の定着が難しく、専門的業務の維持・継続やノウハウの蓄積が妨げられる恐れがある
指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者が包括的に管理運営を行うため、民間のノウハウを活用しやすい（利用時間等の延長、民間ならではの人材ネットワークを活用する等の新たなサービス等の実施、コスト削減等） ● 市民ニーズに応じた柔軟な管理運営が見込める（開館日・時間の拡大等） ● 司書職などの専門人材を確保しやすいほか、欠員が生じた場合、他の施設から補充するなど、柔軟かつ迅速な対応が可能 ● 市における人事管理や労務管理の負担が軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ● 許可権限等が事業者側にあるため、市の意図や方針を事業に反映しにくい面があるほか、公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある ● 市と事業者による2重の指揮命令系統が生まれ、非効率的な運営となる場合がある ● 短期で事業者が代わる可能性があり、専門人材の定着が難しく、専門的業務の維持・継続やノウハウの蓄積が妨げられる恐れがある

(3) ICT を活用した蔵書管理技術の導入

IC タグを活用した蔵書管理を進めており、ゲート設置と図書等への IC タグの貼付を順次進めます。

また、セルフ機での貸出・返却・予約本受取の導入などの非接触型サービスをはじめとする IC タグのさらなる活用を、図書館情報システムの更新にあわせて検討します。

4 施策の体系

基本目標	施策	取組
1 西尾市らしい図書館運営へ	(1) 市民や関係機関、ボランティアとの連携	① ボランティアと連携した活動の推進
		② 図書館協議会等を通じた運営への市民等参画
	(2) 子どもの成長を支える図書館活動の推進	① 本に触れるきっかけづくり
		② 子ども主体の活動の推進
	(3) 図書館サービスネットワークの推進	① 西尾市立図書館サービススポットによるサービスの推進
		② 愛知県図書館ネットワーク等との連携
	(4) 図書資料の収集・保存	① 本市ゆかりの作家に関連する図書資料の収集・保存と展示等
		② 多様化する市民ニーズに対応した計画的な収集
		③ 収蔵スペースの適切な管理・確保
	(5) 郷土・行政資料の収集・保存	① 市民の課題解決、調査研究の支援
		② 資料のデジタル化の推進
	(6) 視聴覚資料の充実	① 視聴覚資料の計画的な更新
② 高齢者や障害者の利用に配慮した視聴覚資料の整備		
2 誰もが利用しやすい図書館へ	(1) 貸出サービスの向上	
	(2) 乳幼児の図書館利用・読書活動の推進	① 乳幼児・親子対象の行事・事業の充実
		② 読書に関する情報提供の充実
		③ 幼稚園・保育園等との連携強化と取組への支援
		④ 読書通帳の活用促進
	(3) 小学生の図書館利用・読書活動の推進	① 小学生対象の行事・事業の充実
		② 読書に関する情報提供の充実
		③ 学校との連携強化と取組への支援
		④ 読書通帳の活用促進

基本目標	施策	取組
	(4)中学生・高校生の図書館利用・読書活動の推進	①中学生・高校生対象の行事・事業の充実
		②読書に関する情報提供の充実
		③学校との連携強化と取組への支援
		④ヤングアダルト※25 コーナーの充実
		⑤読書通帳の活用促進
	(5)成人の図書館利用・読書活動の推進	①成人対象の行事・事業の充実
		②読書に関する情報提供の充実
		③ビジネスや生涯学習活動の支援
	(6)高齢者・障害者が利用しやすい環境整備	①高齢者対象の行事・事業の充実
		②障害等に配慮した図書館利用・読書活動への支援
	(7)外国人が利用しやすい環境整備	①外国語図書・資料の充実
		②多文化サービス・行事の充実
	3 快適で、便利な図書館へ	(1)図書館施設等の整備・保全
②施設の再配置		
(2)利用者ニーズへの的確な対応		①利用者ニーズの的確な把握
		②利用者ニーズに応じたサービスの充実
		③レファレンスサービスの向上
(3)電子図書館の活用の推進		①にしお電子図書館(電子書籍貸出サービス)の活用の推進
		②インターネットからの情報収集への支援
(4)図書館からの情報発信の充実		①ホームページの充実
		②SNSの活用による情報発信の充実
(5)職員の資質や専門性の向上		①司書資格を有する職員の継続配置と業務体制の確立
		②市民の課題解決を支援する専門性の高い職員の育成

第4章 基本施策

1 西尾市らしい図書館運営へ

(1) 市民や関係機関、ボランティアとの連携

①ボランティアと連携した活動の推進

市立図書館で活動しているボランティアは17団体あり、読み聞かせ、ブックスタート、朗読、対面朗読、本の修理などの活動を行っています。40年以上にわたり活動を継続している団体もあるなど、ボランティアと連携した活動は本市の図書館運営の特徴の一つです。

本館と岩瀬文庫で年に1回開催する「にしお本まつり^{※26}」は、ボランティアとの協働によるイベントとなっています。

ボランティア養成講座を毎年開催し、既存ボランティアのレベルアップや新規ボランティアの開拓を行っており、今後も広報やホームページを通じたボランティア募集や養成講座を通じた人材養成により、ボランティアと連携した“西尾市らしい”活動をより一層推進します。



ボランティアによる本の修理の様子

②図書館協議会等を通じた運営への市民等参画

市立図書館では、図書館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、図書館サービスについて意見を述べる機関として、図書館法に定められている図書館協議会を設置しているほか、「西尾市子ども読書活動推進計画」の推進にあたり、子ども読書推進委員会^{※27}を設置しています。

今後も、このような会議等を通じて、計画の策定・推進や各館の運営における市民等参画を図ります。

(2) 子どもの成長を支える図書館活動の推進

①本に触れるきっかけづくり

ブックスタートは、本市が全国に先駆けて始めた取組(平成13年に旧幡豆町、平成14年に旧一色町、平成16年に旧吉良町が開始)であり、子どもが本に触れる最初の一步を支える活動です。また、赤ちゃんや小さいお子さんを持つ保護者が、気兼ねなく図書館を利用できる時間「おやこタイム※28」を市内の全ての図書館で設け、おはなし会や絵本相談を行っており、今後も子どもが本に触れるきっかけとなるような活動を推進します。



ブックスタートの様子

※ブックスタートとは

全ての赤ちゃんと保護者を対象に、絵本の読み聞かせを通じたふれあいの大切さを伝え、親子が心と言葉のコミュニケーションを持つことをサポートする活動です。

西尾市では、4か月児健康診査の会場に出向き、絵本の読み聞かせを行い、その場で絵本をプレゼントしています。

②子ども主体の活動の推進

平成23年度(2011年)に開始した子ども司書養成講座は、全国的にも早い段階から実施している取組です。令和4年度までの12年間で170人が子ども司書に認定されており、今後もこのような子ども主体の読書活動を推進します。



子ども司書による活動

※子ども司書養成講座とは

「子ども司書」とは、図書館のことや本のことを学び、司書の仕事を理解し、学校や家庭、地域で読書の楽しさやおもしろさを伝える読書リーダーです。

西尾市では、夏休みの前後に7つの講座を開催し、5講座以上の参加で子ども司書として認定しています。認定後は、図書館のポップ作りや行事のお手伝いなどを行っています。

(3) 図書館サービスネットワークの推進

①西尾市立図書館サービススポットによるサービスの推進

本館、分館、配本所、予約本の受取館を含めた 14 か所と、返却窓口・返却ポスト 6 か所による「西尾市立図書館サービススポット」については、市民にとってより利便性の高い配置を検討し、市内全域を網羅した図書館サービスを提供します。

②愛知県図書館ネットワーク等との連携

市民にとって充実した図書館サービスを展開するため、今後も愛知県図書館を核とした県内・県外公共図書館（三重県、岐阜県、富山県、石川県、福井県）や、東海北陸地区の大学図書館と連携し、資料の相互利用等を図るほか、国立国会図書館からの協力貸出などを活用します。

(4) 図書資料の収集・保存

①本市ゆかりの作家に関連する図書資料の収集・保存と展示等

本市の出身又はゆかりのある作家（尾崎士郎、外山滋比古、茨木のり子、宗田理、いわいとしお、西村敏雄、三浦太郎ほか）が多数いることから、関連する図書や資料を網羅的に収集・保存し、紹介する展示・イベントを行います。

②多様化する市民ニーズに対応した計画的な収集

市民の知る権利を保障するとともに、読書活動を支援し、一人ひとりの豊かな生活の実現と生活等における課題解決につなげていくため、「西尾市立図書館蔵書収集指針^{※29}」に基づき、蔵書・資料の計画的な収集及び保存に取り組みます。

なお、図書館利用者へのアンケート調査で、今後充実させてほしい資料を聞いたところ、「文学・小説」や「絵本・児童書」などが上位にあがっている一方、最上位の「文学・小説」でも回答率は3割程度で、回答が他ジャンルに分散している傾向が見られることから、多様化する市民ニーズに対応した収集及び保存にも努めます。

③収蔵スペースの適切な管理・確保

蔵書・資料の保存にあたっては、保存状態に十分配慮しつつ、収蔵スペースの確保に努めます。また、図書館情報システムを有効に活用することで、利用者が誰でも、いつでも必要な資料が利用できる体制づくりに努めるほか、IC タグ貼付によって、貴重な蔵書・資料の管理・保全を図ります。

愛知県図書館がすすめる、県内図書館で所蔵が最後の一冊になる図書(ラストワン)を保存していく事業である「あいちラストワン・プロジェクト^{※30}」に参加しており、限られた収蔵スペースを有効活用し、適切な資料保存を行います。

(5) 郷土・行政資料の収集・保存

①市民の課題解決、調査研究の支援

市立図書館は、地域の“知の拠点”として市民の課題解決、調査研究を支援するため、郷土資料や行政資料等を網羅的に収集します。

また、西尾市岩瀬文庫は貴重な郷土資料を多数所蔵しており、それらの資料のデータベース等もレファレンスに活用すべく、連携を図っていきます。

②資料のデジタル化の推進

収集・保存している郷土資料や行政資料などはデジタル化し、保存性を高めるとともに広く市民が活用できるよう、図書館ホームページ、「にしお電子図書館」等で公開を推進します。



本館参考図書室・郷土図書室

(6) 視聴覚資料の充実

①視聴覚資料の計画的な更新

古い媒体（ベータビデオ、光学式ビデオディスク等）で記録された視聴覚資料は、保存性を高め、いつでも利用できるよう計画的に媒体の更新を進めます。

②高齢者や障害者の利用に配慮した視聴覚資料の整備

高齢者や視覚障害者などに対応できる視聴覚資料（朗読 CD や DAISY^{※31} など）の充実に努めます。

2 誰もが利用しやすい図書館へ

(1) 貸出サービスの向上

誰もが利用しやすい図書館の実現のために、図書館サービスの基本である貸出・返却サービスの利便性の向上を図ります。

利用者ニーズに基づき、より便利な蔵書検索、予約及び貸出等のサービスを提供できる図書館情報システムへ更新を図るほか、IC タグの活用等により、図書資料の迅速な提供や貸出・返却の待ち時間の短縮等に努めます。

(2) 乳幼児の図書館利用・読書活動の推進

①乳幼児・親子対象の行事・事業の充実 図書館講演会

年齢に応じたおはなし会や児童文学等に関する講演会を充実させ、子どもだけでなく保護者に対しても、図書館の利用を促します。

また、おはなし会やブックスタート事業を支えるボランティアの養成や活動支援を行い、読書活動の充実に努めます。



図書館講演会

②読書に関する情報提供の充実

子どもの読書活動の定着に向けて、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、ブックスタート事業を実施していくほか、子育てが始まる前の妊娠期の保護者に対しても、大人が楽しむ絵本や子どもへの読み聞かせ絵本の情報提供を図ります。

また、読み聞かせする本の選び方や入手方法などについて、保護者へ具体的に情報提供することや、家庭で読書を楽しむ「読書の日^{※32}」の周知や「家読(うちどく)^{※33}」の普及を図ります。

③幼稚園・保育園等との連携強化と取組への支援

幼稚園・保育園、子育て支援施設による配本サービスの活用を促していくほか、図書館から幼稚園・保育園等へ出向いての読み聞かせや、園児の図書館訪問を実施し、読書の楽しさ、図書館が身近で楽しい存在であることを知ってもらう機会とします。

④読書通帳の活用促進

幼児の「読書通帳」の活用を促進するため、乳幼児健診時や幼稚園・保育園等を通じた周知・啓発を推進します。

(3) 小学生の図書館利用・読書活動の推進

①小学生対象の行事・事業の充実

小学生が参加できるおはなし会や子ども向け講座、児童文学等に関する講演会を充実させます。また、親子で参加できる行事を開催することで、子どもだけでなく保護者に対しても、図書館の利用を促します。また、児童館・こどもひろば・児童クラブ等の子どもが集まる施設での読み聞かせを推進します。

②読書に関する情報提供の充実

子ども向けの図書館だよりや読書案内などを作成し配布するほか、チラシやホームページ、メールなどで行う読書に関する情報提供の充実を図ります。

また、子ども司書の養成講座を開催し、読書の楽しさを子どもたちから伝え広げる活動を進めます。

③学校との連携強化と取組への支援

学校司書等の意見を把握しつつ、調べ学習や教科に関する資料の充実や配本回数の拡充により、小学校への配本サービスの活用を促します。また、引き続き図書館訪問の受け入れをするなど、学校と連携した小学生の図書館利用の促進と読書活動の推進を図ります。

④読書通帳の活用促進

小学生の「読書通帳」の使用、活用を促進するため、小学生向けのイベントの開催や学校等を通じた周知・啓発を推進します。



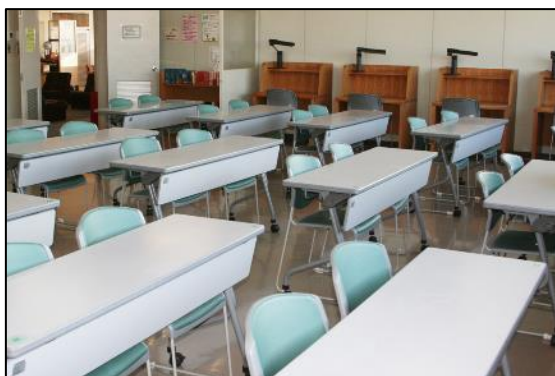
読書通帳

(4) 中学生・高校生の図書館利用・読書活動の推進

①中学生・高校生対象の行事・事業等の充実

調べ学習を応援する講座をはじめ、中高生が参加できる講座などを充実させ、図書館の利用を促します。

また、学習スペースを提供することにより、中高生の学習を支援します。



本館学習室

②読書に関する情報提供の充実

子どもの年代に応じた読書情報を、紙媒体のみでなくホームページや SNS なども活用して積極的に提供します。

また、子ども司書の養成講座を開催し、読書の楽しさを子どもたちから伝え広げる活動を進めます。

③学校との連携強化と取組への支援

学校司書等の意見を把握しつつ、調べ学習や教科に関する資料の充実や配本回数の拡充により、中学校への配本サービスの活用を促します。また、引き続き図書館訪問や職場体験学習の受け入れをするなど、学校と連携した中学生の図書館利用の促進と読書活動の推進を図ります。

④ヤングアダルトコーナーの充実

中高生向けの図書・電子書籍を充実させ、中高生の利用増加に努めます。

⑤読書通帳の活用促進

中学生等の「読書通帳」の活用を促進するため、中学生等向けのイベントの開催や学校等を通じた周知・啓発を推進します。

(5) 成人の図書館利用・読書活動の推進

①成人対象の行事・事業の充実

図書館まつりをはじめ、各館での講演会や大人向け講座を充実させ、図書館の利用を促します。

また、図書館の各種事業を支えるボランティア活動への参加を促し、活動を通して本との出会い、人との交流、生きがいや潤いのある生活の実現を支援するとともに、次世代を担うボランティアの養成にもつなげます。



ボランティアによる
読み聞かせ

②読書に関する情報提供の充実

広報や図書館だより、ホームページ、SNSなどの多様な媒体を活用し、広く市民に図書館事業・サービスや読書に関する情報を提供します。

また、関係部署・関係団体との共催事業や企画展示、出前講座などの実施により、より多くの市民が図書館を利用するよう、その促進に努めます。

③ビジネスや生涯学習活動の支援

ビジネス支援として、就職・転職・起業・職業能力開発・日常の仕事等のための図書資料の充実、情報の提供及びレファレンス強化を図ります。

また、多様化する市民のライフスタイルや学習ニーズに対応しつつ、生涯学習を支援する図書資料の収集に努めます。

(6) 高齢者・障害者が利用しやすい環境整備

①高齢者対象の行事・事業の充実

高齢者に向けた講座や講演会の開催等を通じて、生きがいづくりや社会参加の場を提供します。

②障害等に配慮した図書館利用・読書活動への支援

高齢者や障害者など誰もが安心して図書館を利用し、読書活動を行えるよう、図書館資料の郵送による貸出事業（郵送貸出サービス）の実施や録音図書・点字資料・録音図書の再生用機器の貸出などを進めます。

(7) 外国人が利用しやすい環境整備

①外国語図書・資料の充実

外国人が利用するための、外国語で書かれた図書資料や日本語を学習するための資料の充実に努めます。

②多文化サービス・行事の充実

外国人が利用できる多言語版の利用案内を作成するとともに、外国語でのおはなし会の開催等、多文化共生、異文化理解のための行事の充実、情報提供に努めます。

3 快適で、便利な図書館へ

(1) 図書館施設等の整備・保全

①施設・設備の計画的な改修

本館・分館の施設・設備については、「西尾市公共施設長寿命化計画(令和3年3月)」に基づき、老朽化による設備の劣化状況等を踏まえつつ、市民における快適な図書館利用のための計画的な改修に努めます。

本館はおもちゃ館の保存修理、防火シャッター改修、駐車場出入口の拡幅。一色学びの館は、雨漏り修繕、防火シャッター改修。吉良図書館は、空調機器更新。幡豆図書館は、空調機器更新、屋上防水改修、外壁改修などを計画しています。

②施設の適正配置

本館、3分館、配本所等については、市民や図書館利用者へのアンケート調査に基づき、図書館までの交通や駐車場の利便性を評価するとともに、老朽化やバリアフリー化の状況に加え、災害対応(土砂災害特別警戒区域の指定等)の状況などを総合的に勘案し、必要に応じた適正配置に努めます。

(2) 利用者ニーズへの的確な対応

①利用者ニーズの的確な把握

引き続き利用者に対するアンケート調査を毎年実施することにより、図書館事業・サービス等の利用状況や利用意向などを把握し、サービスや事業へ反映させます。

②利用者ニーズに応じたサービスの充実

多様化する利用者ニーズに対応するため、窓口での来館型サービスとともに、「にしお電子図書館」などの非来館型サービスの充実を図ります。また、市民の日常的なリクエストに対応しながら、利用者ニーズにあった図書資料の提供を進めます。

③レファレンスサービスの向上

地域の“知の拠点”として、市民の課題解決及び調査研究などを支援するため、レファレンスツール(パスファインダー^{※34}等)の導入やレファレンス事例集の作成など、役に立つ図書館になるためにレファレンスサービスの質の向上を目指します。

また、市民の相談に的確、迅速に対応するため、職員のレファレンス力向上研修を継続的に実施します。

(3) 電子図書館の活用の推進

①にしお電子図書館（電子書籍貸出サービス）の活用の推進

インターネットにつないだパソコンやタブレット、スマートフォンなどを使って電子書籍や雑誌を貸出、返却、閲覧ができる「にしお電子図書館」を開設しています。

なお、図書館利用者へのアンケート調査では、利用者の約半数がこのサービスの満足度について「わからない」と回答しており、周知が進んでいない状況がうかがえることから、24 時間利用できる非来館型サービスとして、電子書籍以外にも多数の雑誌の閲覧もできることなどを広く市民へ周知し、利用率の向上を目指します。

②インターネットからの情報収集への支援

インターネット閲覧サービスや無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 接続サービスなどを提供することによりインターネットからの情報収集への支援を引き続き行います。

(4) 図書館からの情報発信の充実

①ホームページの充実

図書館のホームページや市のホームページに掲載する図書館情報の充実を図り、見やすくわかりやすい情報提供に努めるとともに、迅速な情報発信を行います。

②SNS の活用による情報発信の充実

広く市民の来館を促すため、SNS を活用し、図書館で行うイベントの情報や新着図書の情報などを迅速に情報発信します。

(5) 職員の資質や専門性の向上

①司書資格を有する職員の継続配置と業務体制の確立

図書館司書の継続的な配置により知識・技能や経験の継承を図ることで、安定した市民サービスを提供する業務体制の確立を図ります。

②市民の課題解決を支援する専門性の高い職員の育成

市民の課題解決を支援するため、専門的知識の習得、新たなニーズに対応するための職場内研修を行うとともに、外部研修への職員派遣を実施するなどにより、計画的・継続的に専門性の高い職員の育成に努めます。

基本目標別の評価指標

3つの基本目標の実現に向けて、次のとおり評価指標を設定します。

基本目標	評価指標	令和3年度 実績※	令和9年度 目標	令和14年度 目標
1 西尾市らしい図書館運営へ	ボランティアの活動回数	260回 (令和元年度)	270回	280回
2 誰もが利用しやすい図書館へ	市民一人当たりの 図書年間貸出数	6.1冊/人 (令和元年度)	6.4冊/人	7.0冊/人
	貸出冊数	1,049,531冊 (令和元年度)	1,094,000冊	1,190,000冊
	読書通帳登録冊数	1,879冊 (令和3年度)	1,900冊	2,000冊
	学校・保育園等配 本冊数	56,332冊 (令和元年度)	60,000冊	66,000冊
3 快適で、 便利な図書館へ	レファレンス対応 数	8,919件 (令和元年度)	9,300件	9,800件
	にしお電子図書館 利用回数(貸出回 数+閲覧回数)	22,062回 (令和3年度)	26,000回	30,000回

※令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための臨時休館が行われたため、読書通帳登録冊数及びにしお電子図書館利用回数を除き、令和元年度実績

第5章 重点施策

1 図書館の中核機能の充実

(1) 図書館サービスネットワークの総合調整

市内全域に図書館サービスが均質に行きわたるよう、「西尾市立図書館サービススポット」の運営のための企画立案とともに、情報を共有します。また、物流などの総合調整を行うほか、サービスを効果的に実施できているかの評価・検証を行います。

【具体的な取組例】

- 本館・分館の連絡調整を図るための定例会を毎月開催
- 配本所の入っているふれあいセンターを管轄する課との連絡調整
- 他の公共施設等と連携した、より利便性の高いサービススポットの配置検討

(2) 資料の選書と収集のコーディネート

分館との連携のもと、総合的に資料の選書と収集をコーディネートし、適切な蔵書構成・管理を行います。

【具体的な取組例】

- 本館・分館職員での選書会議を定期的で開催し、各館の特色を生かした蔵書構成を考慮し、購入本を検討
- 電子書籍の特徴を生かした資料の選書と収集による「にしお電子図書館」の充実
- 時代のニーズに即した「西尾市立図書館蔵書収集指針」の見直し

(3) 図書館情報システムの管理・更新

図書館情報システムによる蔵書管理と業務の効率化を図るとともに、システム更新にあわせて、検索機能の充実をはじめ、より利便性と安全性の高いシステムを導入します。

【具体的な取組例】

- 本館・分館職員、図書館情報システム業者による、情報共有とシステム向上のための定例会の開催
- 西尾市が進める DX^{※35}、RPA^{※36} や AI^{※37} の活用による貸出窓口でのサービス向上や蔵書管理の効率化を検討

(4) 利用者ニーズへの対応・調査研究支援機能

分館を含めた利用者アンケート調査を毎年度実施し、利用者ニーズの把握・分析、その対応策を検討します。また、分館に出された郷土資料や行政資料に関する専門的なレファレンスのうち、困難な事例の対応を担います。

【具体的な取組例】

- 全館で利用者アンケート調査を毎年実施
- 分館とのレファレンス事例の共有化とパスファインダーの作成

(5) 資料等に関する情報発信機能

市の行政資料、地域資料の電子化及びデータベース化を進め、図書館ホームページ、「にしお電子図書館」等で公開します。

また、SNS 等を活用し、行事やイベントの事前告知などの情報発信のより一層の増加に努めます。加えて開催結果に関する情報も提供し、図書館への市民の関心や行事等への参加を促します。

【具体的な取組例】

- 各種資料（広報にしお、市勢要覧、西尾の統計や各種計画等の行政資料、西尾市の民話集、観光マップ）を図書館ホームページ、「にしお電子図書館」で公開
- 図書館ホームページ、図書館公式 Twitter、西尾市公式 LINE、図書館だより等で行事やイベントの情報発信

(6) 学校図書館等市内の関係機関との連携・協力・支援体制の維持・強化

学校図書館や幼稚園・保育園をはじめ、市内の関係機関と連携・協力・支援体制の維持・強化を図ります。

【具体的な取組例】

- 学校図書館支援サービス連絡会、学校教育課主催の学校図書館担当者会の場での情報共有

(7) 市外の関係機関との連携・協力・支援体制の維持・強化

「愛知県図書館ネットワーク」の活用をはじめ、市外の公立図書館等の関係機関と連携・協力・支援体制を構築し、その体制の維持・強化を図ります。

【具体的な取組例】

- 三河公立図書館協議会、愛知県公立図書館長協議会、東海地区図書館協議会等の会議・研修会等への参加による情報共有と研修
- 愛知県図書館や国立国会図書館とのネットワーク等を活用した、図書館に所蔵のない本の貸し借り(相互貸借)による蔵書の有効活用

(8) 計画的な人材育成と職員研修

社会環境の変化や多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、本市の図書館全体として計画的な人材育成を行います。また、職員の資質や専門性の向上を図るため、定期的に全職員対象の研修を実施します。

【具体的な取組例】

- 図書館内の職員研修として、外部講師による児童サービス研修、郷土資料研修、本の修理研修等の実施
- 愛知図書館協会主催による児童サービス研修、レファレンス研修、著作権研修、統計研修等に参加

2 図書館関係施設の適正配置

本館・分館や配本所等の図書館関係施設について、アンケート調査結果に基づく施設の利便性に対する市民の評価とともに、「西尾市公共施設白書」及び「西尾市公共施設長寿命化計画」に基づく施設の安全性に関する現状や課題等を踏まえて、次のとおり施設の適正配置に関する基本方針を定めます。

【図書館関係施設の適正配置に関する基本方針】

- アンケート調査結果に基づき、図書館までの交通面での利便性について、市民による否定的な評価が少ない状況や、貸出返却窓口の配置に対する利用者の不満が少ない状況です。引き続き今後も本館、3分館、配本所、予約本の受取館、返却窓口・返却ポストで構成する「西尾市立図書館サービススポット」については、市民にとってより利便性の高い配置を検討していきます。
- 「西尾市公共施設白書」及び「西尾市公共施設長寿命化計画」に基づき、本館については、施設の継続を基本とし、主要施設の長寿命化を図ります。
- 「西尾市公共施設白書」及び「西尾市公共施設長寿命化計画」に基づき、一色学びの館及び吉良図書館については、施設の継続を基本とし、大規模改修や建替の際には、他施設との複合化を検討します。
- 「西尾市公共施設白書」及び「西尾市公共施設長寿命化計画」に基づき、幡豆図書館については、土砂災害警戒区域内かつ特別警戒区域に隣接するため、将来的には移転し、他施設との複合化を検討します。

用語説明

※1(1P)ICT

「Information and Communication Technology」の略称で、情報通信技術を意味します。

※2(1P)西尾市公共施設長寿命化計画

公共施設ごとの方向性やマネジメント方策を検討し、中長期的な視点に立った施設の適正化と効率的な管理運営を行うとともに、財政負担の軽減と平準化を考慮した公共施設の長寿命化を図ることを目的とする計画です。

※3(1P)配本所

資料閲覧、貸出、返却、予約などができる施設で、主にふれあいセンター内にある図書スペースです。

※4(1P)図書館法

図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定めた法律です。

※5(1P)図書館の設置及び運営上の望ましい基準

図書館法第7条の2に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準を定めたものです。

※6(5P)図書館協議会

図書館法第14条に基づき、図書館の運営について図書館長の諮問に応じるとともに、図書館の奉仕活動について意見を述べる機関です。

※7(5P)レファレンスサービス

資料等に関する問い合わせや、調べものの相談に応じるサービスです。

※8(5P)レフェラルサービス

利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境を提供するサービスです。

※9(8P)にしお未来創造ビジョン（第8次西尾市総合計画）

市で取り組む全ての施策の基本となり、市が目指す将来都市像を描き、その実現に向けた方向性を示した計画です。

※10(8P)西尾市教育大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育、学術、文化の振興に関する市の総合的な施策について、その目指す姿や施策の根本となる方針を定めたものです。

※11(8P)みんなの学びチャレンジプラン(第2期生涯学習推進計画)

市の生涯学習推進の基本的な方向性を示した計画です。

※12(8P)第4次西尾市子ども読書活動推進計画

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき、子ども読書活動を総合的に推進することを目的とする計画です。

※13(10P)郵送貸出サービス

西尾市立図書館に来館することが困難な障害者や要介護者等に対して、図書館資料の郵送による貸出を行うサービスです。

※14(10P)図書館情報システム

本や雑誌など図書の蔵書検索、予約及び貸出等のサービスを提供するためのコンピュータシステムのことです。

※15(10P)国立国会図書館デジタル化資料送信サービス

国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共図書館、大学図書館等の館内で利用できるサービスです。

※16(10P)読書通帳

借りた本の履歴を銀行の通帳のように記帳できるもので、西尾市では市内の中学生以下に無料配布しています。

※17(10P)にしお電子図書館

電子書籍をインターネットにつないだパソコンやタブレット、スマートフォンなどを使って貸出、返却、資料検索、閲覧ができるインターネット上の図書館です。

※18(10P)指定管理者制度

公の施設の管理運営を行う民間事業者等を指定管理者として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度です。

※19(12P)サービススポット

市内にある、本を貸出・返却したり予約本を受け取ることができる施設のことです。

※20(14P)リクエスト

図書館に所蔵していない図書資料の貸出・閲覧の要望に応えるサービスのことです。(リクエストサービス)

※21(16P)図書館サービスネットワーク

本館、3分館、配本所をオンラインで結び、予約本の受取館を含めたサービスネットワークのほか、自館の資料以外の要望に応えるための県内・県外公共図書館との総合利用等のネットワークのことです。

※22(17P)岩瀬文庫

重要文化財を含む古典籍から近代の実用書まで、幅広い分野と時代の蔵書8万冊余りを保存・公開する書物の博物館です。

<https://iwasebunko.jp/>

※23(17P)ブックスタート

全ての赤ちゃんと保護者を対象に、絵本の読み聞かせを通じたふれあいの大切さを伝え、親子が心と言葉のコミュニケーションを持つことをサポートする活動です。

※24(18P)IC タグ

電波を使って無線で通信する機能を持ったタグのことです。

※25(25P)ヤングアダルト

中学生・高校生を中心とした大人と子どもの境目の世代を指します。

※26(26P)にしお本まつり

“本のまち西尾”を広くアピールするため、西尾市岩瀬文庫と西尾市立図書館を会場にして、“本”をテーマにした様々な催しを開催するイベントです。

※27(26P)子ども読書推進委員会

子どもの読書活動を積極的に推進するため、子ども読書活動推進計画に関する達成度の評価や計画の定期的な見直しなどを行う組織です。

※28(27P)おやこタイム

一般の図書館利用者の方にあたたかい対応をお願いし、赤ちゃんや小さいお子さんを持つ保護者が、周りに泣き声などを気兼ねせずに図書館を利用できるよう設定している時間のことです。

※29(28P)西尾市立図書館蔵書収集指針

西尾市立図書館の資料収集について必要な事項を定めたものです。

※30(29P)あいちラストワン・プロジェクト

愛知県内の公立図書館の所蔵が最後の1冊となった図書（ラストワン）を協同して保存していこうというプロジェクトです。

※31(29P)DAISY

Digital Accessible Information Systemの略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格です。

※32(30P)読書の日

西尾市では、子ども読書活動推進計画の中で毎月23日を「読書の日」、4月23日を「西尾市子ども読書の日」と定めています。

※33(30P)家読(うちどく)

家庭読書の略で、家庭で家族と一緒に読書し、感想を話し合うことにより家族のコミュニケーションを深めるためのものです。

※34(35P)パスファインダー

図書館で調べものをするときに役に立つ資料や調べ方の手順をまとめた手引きのことです。

※35(39P)DX

Digital Transformation の略で、デジタルを活用した変革のことです。

※36(39P)RPA

Robotic Process Automation の略で、パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術のことです。

※37(39P)AI

Artificial Intelligence の略で、人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したものです。

西尾市図書館運営基本計画

～豊かな文化と人を育む、“本のまち西尾”をつくる～

令和5年3月 西尾市立図書館